

## 第18回 JDA 秋季ディベート大会決勝戦

論題: 日本は、公共の場におけるヘイトスピーチを法的に禁止すべきである

2015年11月8日 国立オリンピック記念青少年総合センター

結果: 3-2 で肯定側

ベストディベーター: 否定側第二立論・第二反駁者

### ■ 肯定側第一立論

はじめにプラン。

1. デモ活動や、広く閲覧可能な出版物やウェブサイトでの表現といった不特定多数の人物が見聞きできる公共の場でのヘイトスピーチを刑法、民法双方で禁止します。なお、ヘイトスピーチの定義は以下とします。

現愛知大学教授の長峯が97年にアメリカのヘイトスピーチ議論を概観した論文での定義です。

「ヘイトスピーチとは、人種(民族)・肌の色・性といった先天的な属性、あるいは自己の存在と不可避的に関係する準先天的な属性(宗教的・民族的な文化特性、社会的性差等々)、あるいは又その他特別の後天的な属性を、特定の個人または特定集団に対し、差別・排除の意図を以て侮蔑的に強調することにより憎悪を表明する表現行為、と考えられる。」終わり。

このように、差別・排除の意図があり、それを侮蔑的に強調し、憎悪を表明、という条件が全て揃う必要があります。

2. 政治、科学についての発言は原則として規制の対象外とします。1の定義でも「侮蔑的に強調」「憎悪を表明」が必要なように、一般に、ヘイトスピーチ規制があってもこうした発言への規制は対象外となります。

静岡大学教授、小谷、2014

「政治的・科学的な見解という外観をもって発信される意見は、その真の発信意図が憎悪や偏見の宣伝であったとしても、ヘイト・スピーチとして規制することは困難である。[中略]ヘイト・スピーチとして規制することができるのは、明らかな差別用語やきわめて端的な憎悪の表現のみに限定されることになる。」終わり。

3. その他必要な措置を取ります。

メリット: マイノリティ保護

内因性

1. ヘイトスピーチは、インターネットから広まり、差別と無関係だった人も軽い気持ちで参加しています。

NHK 解説委員、橋本、2014

「デモ行進などの動画をネット上に公開し、動画にあおられた人たちが新たに差別的な言葉を書き込んでいきます。ヘイトスピーチが拡散し再生産されるという状況です。デモの参加者には、そうしたインターネットの世界から街頭に飛び出している人が多いといいます。[中略]専門家によりますと、拉致問題や領土問題をめぐる北朝鮮や韓国の対応にかねてから疑問を感じていたところ、団体の主張に触れて共感した人、その一方で、在日韓国・朝鮮人の存在すら知らなかったのに興味本位でデモに参加した人もいるということです。そこに共通しているのは、さほどの抵抗感もなく活動に加わっていることです。私は、デモに参加した経験のある男性を取材しましたが、この男性は、「インターネットでデモの動画を見ることと実際にデモに参加することにあまり意識の違いはない。多くの人は軽い気持ちで参加し一線を越えてしまったのではないか」と話していたのが印象的でした。」終わり。

そして、今後外交関係が悪化すればさらに悪化する危険があります。経験的にもわかります。

弁護士、師岡、2012

「1989年のパチンコ疑惑、94年の核疑惑、98年のテポドン騒動など、朝鮮民主主義人民共和国との外交関係に問題が生じるたびに、主に朝鮮学校の生徒たちをターゲットとした暴言や暴行が、各地で何百件も行われてきた。2002年9月の日朝首脳会談で、朝鮮政府が拉致を認めたことを契機とする日本政府の制裁政策と扇動的なマスコミ報道以降、全国の朝鮮学校の生徒や日本の学校の在日朝鮮人の子供たちへの暴言・暴行が続発し、半年間に判明しているだけで1000件にのぼった。」終わり。

なお、同資料によると、1000件のうち4分の3が「朝鮮人死ね」等の暴言です。

そのヘイトスピーチの内容はデモ、ネットの言説ともにひどいものであり、一例をあげます。

大妻女子大学、鄭、2015年

「見ず知らずの人々が街頭で集団となって、「私たち」をターゲットに「死ね」「殺せ」「ウジ虫」「ゴキブリ」「生ごみ」と拡声器を通して叫んでいた。ネット上には、狡猾で浅ましく信じるに値しないと「私たち」を見下し、クズだと断じる表現であふれていた。」終わり。

実際にはこれ以外にも、引用するのをはばかれるようなひどいものも多くあります。

2. こうしたヘイトスピーチに対し、現行法では対処できません。

NHK 解説委員、橋本、2014

「民法の不法行為責任を問えるのは朝鮮学校のように特定の団体や個人が標的にされた場合に限られるからです。刑法の名誉毀損罪などで立件する場合も同様です。したがって、在日韓国・朝鮮人という不特定多数に向けられたヘイトスピーチは、被害の救済や刑事処罰が非常に難しいとされています。」終わり。

### 重要性

1. ヘイトスピーチは、対象に大きな恐怖を与えます。なお資料は生野区におけるヘイトスピーチ被害の実態調査を引用した部分です。

弁護士、上瀧、2015

「公共の場でそれを見たり聞いたりしている日本人の人たちの多くにも根底には同じような考えを持っているのでは？と感じたり、「ネット上ですがヘイトスピーチの質量を感じた時、私が一言、在日だと名乗った瞬間にあれは一気に自分に向かってくるのだと思うと恐怖と同時に後ろめたさがこみ上げ」たり、「見たその日の仕事からの帰りに電車の乗客達でさえ恐ろしくなった」「自分の家に誰か来るのか心配になった」など。」終わり。

その結果、事件のあった場所にいけなくなる、外にでられなくなる、職場や学校をやめるなど、大きな影響を受けます。

弁護士、師岡、2013

「ヘイト・スピーチは、マイノリティ被害者に対し、生活・行動面でも、その事件のあった場所にいけなくなる、外にでられなくなるなど行動を自己規制せざるを得なくなったり、職場や学校をやめざるを得なくなるなど、人生を大きくゆがませる害悪をもたらす。」終わり。

2. ヘイトスピーチは憲法の理念に反するものであり、国家として規制すべきです。

近畿弁護士連合会、2014

「人の生命・身体に対する直接の加害行為、人種的憎悪や見族差別を煽動する言動は、朝鮮半島にルーツをもつ在日コリアンなどの人々を畏怖させ、憲法第13条が保障する個人の尊厳や人格権を根本から傷つけるとともに、憲法第14条の平等原則に違反するものである。[中略]以上の憲法、国際人権法からみても、日本国と社会は、人種的憎悪や民族差別を煽動する言動を根絶するための積極的な法的措置をとる責務がある。」終わり。

### 解決性

1. プランでヘイトスピーチが大幅に減ります。理由を2点。

A 処罰されるリスクから差別的言論が抑止されます。

弁護士、師岡、2013。なお、これらの逮捕と有罪とは、京都朝鮮学校に向けたヘイトスピーチへの逮捕と有罪判決で、在特会とはヘイトデモを行う団体です。

「これらの逮捕と有罪判決で、在特会の活動から離れた者がおり、結果として、特に関西における街頭での活動への参加者は減少費、抑止効果が認められた。」終わり。

このように朝鮮学校等、特定の団体へ向けた発言は抑止できていますが、内因性2の通り人種等不特定多数への発言は規制できないため、そこも同様に規制して抑止すべきです。

B ヘイトスピーチを禁止することで差別はいけないうという規範を人々の間に形成できます。セクハラや違法化でも同様のことが起こっています。

弁護士、師岡、2013

「ヘイト・スピーチ規制の法規制を持つこと自体が、国がヘイト・スピーチをはじめとする差別の違法性、すなわち許されないとする法規を宣言することである。法規制が社会に啓蒙的・教育的な効果を持つことは、人種差別撤廃委員会も繰り返し指摘してきた。それまで文句を言う方がおかしいとされるほどに職場に蔓延していたセクシャル・ハラスメントも、違法化により「許されないと」の社会的認識が一挙に共有されたことを思い起こしたい。」終わり。

その結果、公共の場での議論はより穏やかな言語で行われ、差別的な発言者は軽蔑されるようになります。諸

外国で経験的に証明されています。

ウェストミンスター大学、パレカ、06を和訳して引用。

「他の要因もあるが、人種的憎悪を刺激することを禁止する法律の結果として、イギリスでの選挙や政治に関する言論が一般的により健全で、穏やかになったことは注目に値する。似たようなことはインド、ドイツ、オーストラリア、オランダ、南アフリカといった、それ以外の国でも起こり、レイシズムや反ユダヤ主義に関する粗暴な表現は近年減少している。これらの国でこうした表現の全てがなくなった、あるいは、急激に減少したとまでは言えないものの、それ以上に公共の場ではより市民的な言語で議論され、差別的な言葉でアピールする政治家が一般的に軽蔑を持って扱われるようになったといえる。」終わり。

2. 規制立法により、被害者は安心感を得られ、さらに事後的救済も可能になります。

弁護士、上瀧、2015

「最後に、ヘイトスピーチ規制法も、その立法の宣言的な効果であってすら、被害者が被害者として認められることに繋がる。法律や条例はマイノリティが、その尊厳や社会に対する信頼感を取り戻し、被害回復に繋がるという事実は強調してもしすぎることはない。」終わり。

以上で終わります。

## ■否定側質疑

Q: プランについて聞いていきましょう。プランのところでおっしゃっていた、除外の対象っていうのは何でしたっけ。ちょっと端的に言ってもらえますか。

A: 政治・科学についての発言については、原則として規制の対象外。

Q: なるほど。誰が、政治・科学に関する発言であるというふうに判断するんですか。

A: これは、法律ですから、それが例えば有罪か、ということあげられたら、それは裁判所とかが最終的に判断することになると思います。

Q: なるほど、裁判所が判断する。わかりました。で、あなた方の主張だと、まさに、政治・科学的な装いを持った主張は規制できない、ということですね。

A: そうですね、はい。

Q: なるほど。そこで、解決性の一番最後、「安心するんだ」というところに聞きたいんですけど、こういった、まさに、政治・科学を装ったようなものが、プラン後も持続して、まさに野放しになるにも関わらず、被害者っていうのは、なんで安心感を得られるんですか。

A: それは、いろんなヘイトスピーチがあって、中には例えば「死ね」とか「殺せ」とか、本当にひどいものから、政治的な装いのものもあって、少なくとも、そういったひどいものに関しては、法律化によって永続的に、そういったものが効果として、いけるわけですから、少なくとも本当にひどいものに関しては、浴びせかけられることがなくなるし、あったら賠償責任を問える、ということです。

Q: なるほど、わかりました。じゃあ、もう一つおうかがいしたいんですけど、「ひどいもの」とあなた方が言うものと、そうではない、プラン後も残る表現で、被害者の心にどういった違いがあるのかとあって、どこで証明していますか。

A: どこで、っていうことは、具体的には証明してないですけど、ただ、普通に考えて「死ね」とか「殺せ」とか「ゴミブリ」とか言われるよりは、例えば、何かこう、「北朝鮮は拉致被害者を返せ」だとか、「外交関係はこうあるべきだ」という方が普通に考えて傷つかない、というのは、常識的に言えると思います。

Q: なるほど。あなた方はそう考えてらっしゃるということですね。わかりました。で、そういったことについて、具体的に被害として言っているところというのは、内因性の…違うな…どこでしたっけ…被害が起きていて、電車に乗れなくなった…

A: そこに関しては重要性の1の1枚目と2枚目ですね。

Q: その人たちって、ちなみに、どんなヘイトスピーチをご覧になって、こういった電車に乗れない、とかってなったんですか。

A: そこについては、この資料では述べていないんですけど、ヘイトスピーチ一般を見た人たちが、こういったことになっているという…生野区っていう所で実際アンケートを取った結果がこれです。

Q: なるほど。生野区っていうのは…もう一つ聞いていきたいんですけど、このインタビューというのは、ヘイトスピーチ被害者、ということでしたが、これって、基本的にはこういったデモのあった地域でやってということですか。

ね。

A: まあそうですね。生野区はデモありました。

Q: はい、わかりました。そういうところで聞いたらこういう結果が出たよ、という話ですね。あと最後、解決性の一番最後のエビデンスの前で、宣言的な効果があるんだ、という話だったんですけども、宣言的な効果があると、どういうふうに救われるんですか。例えば、電車に乗りやすくなるんですか。

A: いや、だから、差別されること自体が少なくなるって言っていて、例えば、今皆さんセクハラって悪いものだって、みんな思っていると思うんですけど、これが違法化される前は、セクハラっていうのが職場で蔓延していて、それは当たり前のもので、っていう意識だったんですね。それと同様に、差別っていうものがいけない、っていうふうになって、その結果差別されることも少なくなるし、差別されることが、外にも出れない、っていう原因なわけですから、そういったところもある程度緩和していくのではないかと考えています。

Q: わかりました。以上です。

## ■ 否定側第一立論

始めます。

デメリット: 表現の自由の侵害

固有性

日本では、人種・民族・宗教といった不特定多数の集団に対する言論について、現状罪に問われません。肯定側の分析を認めます。現状、具体的な個人・法人を明確に貶めない限り、基本的にあらゆる言論を行えます。

発生過程

### 1. 規制対象の拡大

プランによって、ヘイトスピーチが刑罰や訴訟の対象となります。これを恐れるため、人々がヘイトスピーチとされる表現を行わなくなります。

武蔵野美術大学教授、志田、2014

「憲法の「表現の自由」の理論では、人々がこのように不利益を怖れて表現活動から引いてしまうことを「萎縮効果」と言う。これに加えて、ここに刑事罰を導入した場合には、良識的な人ほどこの萎縮効果を強く被る。痴漢冤罪事件などからわかるように、万が一にも公権力とメディアから「犯罪者」呼ばわりされたとき、仮に後から裁判で疑いを晴らすことができたとしても、失うものが大きすぎるからである。」終わり。

プラン後は不特定多数への発言も規制対象です。現状では、誰か特定個人を貶めなければ訴えられませんが、プラン後は対象となる属性を持つ誰から訴えられるかわかりません。訴訟を避けたい一般の人は、ヘイトスピーチになりうる表現を行えません。

### 2. 定義のあいまいさ

ヘイトスピーチの定義は非常に曖昧です。このため、グレーゾーンに近い言論であっても、規制対象となりえます。青山学院大、大石、2014

「実際、本気でヘイトスピーチを規制しようとする、そもそも規制すべき「ヘイト」とは何かですら、実は曖昧であることがわかる。「朝鮮人は半島に帰れ」というのがヘイトだとして、「アメリカ軍は沖縄から出ていけ」というのはヘイトではないのか。両者はどのように違うのか。両者の間にどのような線引きを行うのか。」終わり。

例えば、「難民受け入れは国の負担だ」という主張は、人種差別として訴えられるかも知れません。このリスクを負って表現を行う人は少数でしょうから、例え本来は政治に関する主張であったとしてもヘイトスピーチととらえられうる表現は萎縮すると思います。以上より、言論活動が著しく制約されます。

深刻性

1. 表現の自由は、国民相互で議論し合い政策を決めるという、民主主義の基礎になる権利です。

東京大学教授、長谷部、2011

「とりわけ強調されるのは、民主的な政治過程を維持するうえで、表現の自由が果たす役割である。さまざまな政策、意見、批判、さらに事実の報道により十分な情報を得ることで、市民は議員の選挙など各種の投票や大衆行動などを通じてその意思を政治に反映することが可能になる。政治に参加する市民に十分な情報を提供すること、つまり国民の「知る権利」にこたえることが本来の目的であり、情報の送り手の自由はその重要な手段として

保障されることになる。」終わり。

例えば、日本でも、外交などセンシティブな論点について議論できなくなるかもしれません。

静岡大、小谷、2014

「たとえば、ヘイト・スピーチ規制の成立を受けて、靖国神社批判の表現についても、戦死した兵士や遺族の尊厳を根幹から否定する強烈な害悪を発するものであるから規制すべきであると主張された場合に、これに対する従来の意見論が通用しなくなるおそれがある。」終わり。

重要で論争的であり、だからこそ多くの人から批判されうる言説ほど主張しづらくなることは問題です。

2. 表現の自由は、マイノリティにとってこそ重要です。マイノリティが自由や権利を獲得するには、表現によって世論の支持を得ることが必要だからです。アメリカの公民権運動で経験的に証明されています。

大阪経済法科大学、明戸、2014

「実際 60 年代には、公民権運動の運動家の発言がとくに南部の諸州においてたびたび名誉毀損で有罪とされ、そのたびに連邦最高裁が「表現の自由」の原則に基づいてそれを覆す、ということが生じていた。また、同様の状況に置かれていたユダヤ系アメリカ人についても、とくにその知識人層において、集団に対する名誉毀損の規制は利益よりも危険のほうが大きい、という認識が主流になっていた。こうした中で、「表現の自由」の原則はマイノリティの利益を守るためにこそ必要だという考え方が、アメリカ社会において次第に普及していったのである。」終わり。

プラン後は、こうしたマイノリティの主張すらマジョリティへの差別発言とされ、萎縮する可能性があります。

以上がデメリットになります。

ではケースアタックに移りましょう。

#### ケースアタック

彼らは、例えば内因性の 1 点目とか 2 点目、インターネットで差別されて、それによって、例えば、外交関係が悪化するたびに、暴言とか暴行が起こるんだ、ということを書いていました。

まず 1 点目として、直接相手に向かって暴言を言ったりとかってというのは、現状でも脅迫罪だったりとか、侮辱罪とかにあたります。そしてまたさらに、例えば暴行罪とか違法なことを現状やっている、ということがあるわけであって、まさに肯定側の分析の中に違法なものが含まれています。これに関しては、現状でも当然違法なのですから、プラン前後で差はないです。

2 点目として、こうした違法行為の取り締まりが強化されています。カウンターデモと呼ばれる対抗運動や報道によって、社会全体がヘイトスピーチを許さなくなったからです。

東京造形大学教授、前田、2013

「カウンター行動の積極的意義は、何よりも差別され、被害を受ける人に対する支援と連隊の意思の表明です。[中略]批判の声を上げ差別と迫害の問題性を明らかにし、マスメディアの注目を集め、報道につながりました。第一に、従来、警察は在特会の暴力、脅迫を見逃してきました。事後的に逮捕することはあっても、現場では見逃してきました。それが変わったのです。第二に、差別煽動デモに NO と立ち上がった市民の存在が一因となって、2013 年 3 月 16 日の『朝日新聞』記事以後、多くのメディアも差別デモに対する批判を始めました。第三に、国会で取り上げられました。ネット右翼に支持者を持つ安倍首相ですが、『特定の民族を差別、排除する動きは残念』と述べざるを得なかったのです。」終わり。ということです。

なので、違法行為に関しては差分はありません。

次に、内因性の 1 点目で、「インターネットで差別が拡散されて、軽い気持ちで参加してしまうんだ」そう書いていました。しかしこれってというのは、参加する人数はどんどん減っています。実際に、まさに前のエビデンスで述べた通り、社会の変化だったりとか、社会的圧力によってデモ自体が減少していて、悪質なデモに関しては実行の許可すら降りていません。デモの件数も減っています。

統一日報、2015

「ヘイトデモはピークだった 2013 年は約 360 件で、社会問題化した昨年は約 120 件に減ったといわれる。新大久保や鶴橋といった場所でのヘイトデモは姿を消したかのように見える。[中略]ヘイトデモの減少理由について、ジャーナリストの安田浩一氏は「カウンターなどの社会的圧力」がやはり大きかったと指摘する。東京・新大久保では、地元の住民らのヘイトデモに反対する声や力が予想以上に大きく、行政側もさすがに大久保公園などでの集会許可を出せなかった。」終わり。

そして、2015 年にはこのデモの件数はさらに減っています。

警察庁、塩川、2015

「昨年の右派系市民グループのデモの件数については、今委員御指摘のとおり、約百二十件でございました。本年に入ってから5月末現在では約二十件ということでございます。」終わり。

半年弱で20件と、年間でも40件程度です。

また、残ったヘイトスピーチも、まさにこうした社会的批判を受けて、過激な表現は控えています。

弁護士、神原、2014

「カウンターの上がりを受け、在特会に対する批判の世論も動き始めた。[中略]やがて、在特会は、デモの告知に「殺せ等のコールは不要です」と記載せざるを得なくなっていく。デモ参加者は目に見えて減っていった。」終わり。ということです。

だから、肯定側が内因性の1点目で言っているような、軽い気持ちで参加している人たち、っていうのは、全然今やっていないようになっています。

次に、解決性について。

解決性で彼らは「抑止効果があるんだ」「有罪判決が出ると減るんだ」と言っていたと思います。

まず1点目として、少なくとも現状でもヘイトスピーチを行っている人たちというのはどういうことかということ、現状でも取り締まりが強化されたりとか、京都での違法判決がでたりとか、そういうような状況でも継続しているような人たちです。こうした人っていうのは、多少規制が強化されたとしても、ほとんど活動を変えないと思います。

2点目として、またこうした過激な人たちにとってみれば、新たな規制は、それ自体がさらなる憎悪やヘイトスピーチを引き起こす原因にもなりえます。

フリーライター、パク、2013

「なぜなら法律で取り締まったとしても、デモ参加者や支援者が「特権を持った在日韓国・朝鮮人によって、日本人が虐げられている」「在日韓国・朝鮮人の多くは反日の思想を持っているにもかかわらず、日本に居座り続けている」と信じる限り、根本的には解決しないからだ。それに「在日が日本の法にまで介入した」という言説が生まれ、ますます怨嗟がつのる可能性だってある。」終わり。

ということで、まさに、場合によっては過激な行動に行く、といった発言もあります。

次に、解決性の4点目で、彼らは「安心感を得ることができるんだ」ということを言っていたと思います。

1点目として、実際に、じゃあ、このプラン、まさに質疑でも確認したように、政治・科学的なものは対象外なわけですから、そういうような表現が認められると、安心感というのは生まれません。

ダーハム大学、フィリップソン、2015

「ヘイトスピーチ法がもたらしたものは、人々が同性愛などについて語るときに、より露骨でないやり方で表現するようになったかもしれないということだが、これは逆効果だろう。人種差別的な悪口を使うことは、より穏やかに聞こえる話になるために多くの人々に対し、その表現をより妥当なものだと感じさせやすく、人種差別的に悪影響のある考え方がより広い支持を得てしまうだろう。」終わり。

ということです。だからむしろ、マイノリティにとっては、そういうような穏やかな表現、というのは危険…[時間切れ]

## ■肯定側質疑

Q: はい、お願いします。

A: はい、お願いします。

Q: まず、デメリットの発生過程2から聞いていきたいんですけど、例えば、米軍帰れ、ということに対して、例えば、日本とアメリカっていうのは、関係がこうで、米軍がこういうことをやっているから関係を解除すべきである、とか、そういう言い方をしても、これはヘイトスピーチなんですか。

A: そういう言い方をしても、ヘイトスピーチになりうる、と思います。

Q: 为什么呢。

A: なぜなら、私たちが言っている通り、規制対象が曖昧で…発生過程の2点目でも言っている通り…

Q: えっと、憎悪を、侮蔑的に…憎悪を表明しなければいけないんですけど…侮蔑的に強調しなければいけないんですけど、それで何で「在日米軍は帰れ」がそうなるんですか。

A: まさに、例えば沖縄とかだったら、注目してもらうためにデモをやって、強い表現で、「アメリカ軍は沖縄から出ていけ」と、そういうふうにならなければいけないような状況があるわけですね。そういう中で、例えばじゃあ、アメリカ軍じゃなくて、例えばアメリカ人の家族だったりとか、そういうことで不安に思ったりとか、そういう発言はしな

いで欲しい、ということは、全然あると思います。

Q:わかりました。もういいです。で、その上でちょっと聞いていきたいんですけど、インパクトの1点目の所なんですけど、これって、全部が全部の政策について語られなくなるわけじゃなくって、それこそ例えば米軍基地だったりとか、難民だったりとか、同性愛とか、そういった一部のものについて、差別が関わるかもしれないものについて、ちょっとタブー視されるかもね、っていう話ですよ。

A:ま、でも、そういうような政…

Q:そこ、はい、ですか、いいえ、ですか

A:あえて言えば、そうだと思います。

Q:ですよ。で、そこ上で聞きたいんですけど、そういう特定のトピックに対して、ちょっと話ができなくなることによって、具体的に誰がどういうふうに困るんですか。

A:例えば、その後ろのエビデンスで言っているように、靖国神社の批判の表現に関しても、できなくなる可能性があるわけですよ。

Q:で?

A:で、そうすると例えば、靖国神社を参拝すべきでない、というのは、どういう議論で有効か、というと、例えば外交関係を改善するのに、例えば安倍首相が靖国神社を参拝すべきでない、という議論はとっても重要だと思います。まさに、中韓とかの関係を議論していく中でそういう議論とっても重要なものにも関わらずできなくなる可能性があるんです、プラン後っていうのは。ただ、それって日本の外交関係においては非常に重要な問題ですし…

Q:それって…ちょっといいですか…それって、国民がちょっと公的な場で言いにくくなるっていうだけであって、別に、例えば政治家がその中で話すのと違って、可能ですよ。

A:ん、どういうことですか。

Q:政治家が国会とかで話すのって、可能ですよ、そういうトピックについて。

A:そういうトピックについて、政治家が…まさに、そういうようなトピックについて話したら訴えられたりとか、するから…

Q:わかりました。じゃあちょっと次行きましょう。カウンターによって減っている、っていうことだったんですけど、120件から20件になった、っていう3枚目の資料は、これは去年から今年にかけて、120が20になった、っていうだけですよ。

A:2014年から2015年にかけて、120から20になった、ということです。

Q:そうですね。たった2年間を比べて、20件になった。これでもう安心だ、という話ですか。

A:ま、その理由としては、2点目の、その前の資料で述べている通り、社会的な圧力、社会的な批判が広まって、まさに、軽い気持ちで参加していた人たちが参加しなくなった、ということになります。

Q:わかりました。じゃあちょっと次行きましょう。一番最後の資料、意味がわからなかったんですけど、どういうことですか。

A:穏やかな形で、ヘイトスピーチというものが主張されてしまう、まさに、あなたたちが言っているような、政策的な議論の形で、ヘイトスピーチが拡散されてしまう。例えば、外国人が犯罪率が高い、であったりとか…

Q:で、それで?

A:…そういう話って、本当に、例えば、まさに、マジョリティの人たちからしてみれば、そうなのかもしれない、っていうふうに思ってしまう、差別の解消に全然つながらないよね、っていうことです。

Q:すいません、何で…そういう議論ができるっていうことは…要は、まず一つとして、そういう議論ができる、っていうことは前提なわけですね。[時間切れ]

## ■肯定側第二立論

始めます。

相手側のデメリットの発生過程、範囲が拡大して、ヘイトに当てはまりうるものが萎縮する、ということを言っていました。じゃあ、彼らが言っている政治的な言論って、私たちのプランに当てはまるんでしょうか。私たちのプランの1枚目と2枚目の資料を参照して下さい。私たちのプランでは、「侮辱的に強調」「憎悪の表明」が必要であり、しかも、政治的言論とかも対象外なんです。例えば「〇〇人は犯罪者集団だ」ではなく、「〇〇人は××という犯罪率が高い」と言ったり、「米軍は出ていけ」ではなく、「米軍のこういう行動が問題だから、基地をなくすべき

だ」、というように、穏やかな表現に変えていけば良くて、実際、解決性1のBでも述べたように、諸外国ではこのように穏やかな言論で議論ができています。

2点目、運用面で見たとときにも、諸外国でも表現の自由に配慮して、ヘイトかどうか微妙な限界事例についてはあまり適用されていません。

福岡大学行使、桧垣、2013

「ヨーロッパのヘイト・スピーチ規制の歴史を概観すると、第2次世界大戦以降、徐々にヘイト・スピーチ規制が進んでいるが、現在でもその立場が極端なものではなく、言論の自由に配慮し、限界事例や論争的な事例にはほとんど適用されておらず、滑りやすい坂をくだる様子は見られない。」終わり。

3点目、また、オーストラリアでも適切に議論はできています。25年間新聞に載った当初の閲覧および記者へのインタビューを研究した結果です。

クイーンズ大、ゲルバー他、2015より和訳して引用。

「われわれの過去25年間のメディアへの投書の分析からは、公的表現の減少について、ほとんど証拠がなかった。住民の権利、同性婚、難民を含む、幅広い議論は活発に行われてきている。[中略]私たちが発見できた萎縮効果についての事実をサポートするのは、節度のない言葉遣いができなくなったというもののみであった。」終わり。

4点目、万一否定側が言っているような政策的言論にまで規制が及べば、国民が黙っておらず、こうした運用はなされません。

京都橘大名誉教授、碓井、2015

「ヘイト・スピーチ規制に関する自民党内の議論で、高市早苗・政調会長が首相官邸周辺でのデモ規制に言及したが、これなどはそのような例であろう。しかし彼女がこの意見をすぐに撤回したように、日本の市民社会は低次元の政治家の目論見を見抜く程度に成熟している。この点はこの間の自民党の復古的、権利否定的改憲草案や、96条先行改憲、特定秘密保護法に対する国民の反発に示されている。」終わり。

ということです。じゃあ、インパクト行きましょう。

彼らは、まずインパクトの1点目で、表現の自由が大事だ、ということを書いていましたけど、1点目として、一部の政策について仮に意見をすこし言いづらくなったとして、逆にその意見を言えていたらどうなっていたのか、言えなくて、誰に、どのような被害が出るのか、非常に曖昧であって、このインパクトは曖昧だと思います。

2点目として、いくら表現の自由があっても、他者の人格を傷つけることは許されません。

京都橘大名誉教授、碓井、2015

「在特会にかぎらず、差別的言辞を弄する者は、一様に自らの行為を、表現の自由の名で正当化しようとするが、他者の人格を傷つけ、恐怖心を与える自由は誰にも保証されていない。刑法における名誉毀損罪や侮辱罪の根拠はここにある。」終わり。

そして、不特定多数に向けられた差別的言論も、個人への侮辱と変わらずに被害者の人格を傷つけるものですから、同様に規制するべきです。

弁護士、上瀧、2015

「ヘイトスピーチは、平等権に対する侵害あるいはマイノリティ当事者を対等な社会構成員として認めないというメッセージであるが、それは差別社会の再生産という社会的害悪のほか、個人の被害も殴られたのと同様の即時的なダメージ、社会に対する信頼感や安心感の喪失、自己否定感など自分に対する自信の喪失、沈黙効果などが生じるとされる。この点、在日朝鮮人や女性といった属性に着目した差別的な言論により、個人が特定している場合と変わらない被害が生じることは、ヘイトスピーチの害悪でも特に強調されるべきである。」終わり。

インパクトの2点目へ行きましょう。相手側は、マイノリティの自由の方が大事だ、と書いていました。1点目、それは認めます。

2点目、ターンアラウンド。その上で、現状ヘイトスピーチのせいで対象が黙らされていて、表現の自由が奪われているので問題です。

弁護士、師岡、2013

「ヘイト・スピーチはマイノリティに沈黙を強いる効果をもたらす。自己喪失感と無力感のために言葉を失うのみならず、被害を訴え反論することが」新たな攻撃を誘引し、さらなるターゲットとなることを恐れるためである。」引用中断。

実際に様々な言論が抑止されています。別箇所より引用再開。

「すでに現在、マイノリティや差別撤廃を掲げる人々が一般公開の講演会、集会やデモを行おうとすると、多くの場合にレイシスト集団によるヘイト・スピーチを伴う妨害がある。[中略]例えば、民族団体が京都のウトロ問題の



学習会を中止したり、ギャラリーのニコンサロンが日本軍「慰安婦」写真展を中止したり、フジテレビが韓国ドラマの放映を大幅に減らしたり、人権団体がヘイト・スピーチに対する批判的声明の発表を控えたりしていることは、民主主義の破壊である。」終わり。

3点目。対して、相手側の議論はどうだったかという、これは、米国で名誉毀損とかの運用が間違っただけの話であって、われわれのプランに当てはまる話ではありません。

じゃあ、ケースサイド。

まず、内因性に対して、今カウンターによって抑えられているんだ、ということ、全体的に言っていました、1点目として、デモっていうのは、現状でも十分残っていて、2015年現在も続いています。

のりこえネット事務局長、川原、2015年7月

「しかし5~6月だけで見ても、名古屋で、福島で、東京で、神戸で、大阪で、川崎で、ヘイトデモや街宣があり、冒頭に書いたような差別扇動が今でも行われています。ヘイトスピーチによって、傷つき沈黙を強いられる当事者がいる現状は、いまだ改善されていないのです。」終わり。

2点目として、やっぱりネットの問題について、減っている、ということ、相手側は言えていなかったと思います。

3点目として、彼らは「殺す」とかが無くなった、という資料を伸ばすかも知れませんが、なぜやめたのかもわからなければ、これは、在特会がそうだ、というふうに言っているだけで、ヘイト団体全てに言えているわけではありません。

4点目として、また、最近ではカウンターなどが上回っているのかもしれませんが、内因性の2枚目の資料を伸ばしてください。今までの歴史から考えても、例えば今後北朝鮮が挑発したり、韓国や朝鮮との領土問題が再燃したときに、外交問題が悪化したときに、やはりヘイトが上回ってくる、っていう危険を排除出来ていません。

このように、全てがカウンターによって解決するんだ、ということ、証明できなければ、プラン導入の必要性は残ります。

4点目として、また、カウンターに任せるのは問題です。カウンターには、憎悪を連鎖する、という別の問題があるからです。

ニューズウィーク、深田、2014

「中指を突き立て、拡声器で歩道から「死ぬ」と聞くに堪えない罵声を浴びせる「しばき隊」や「男組」といった反ヘイト団体だ。先月末、埼玉県川口市の駅前では在特会のデモに参加しようとした42歳の男性が、反ヘイト活動家の38歳の男性に顔を殴られ、右目周辺の骨を折る事件があった[中略]。今月初めには、在特会メンバーを「この世におれんようになるぞ」と脅した反ヘイト団体の元代表が大阪府警に逮捕された。[中略]時に暴力もいとわぬ。寛容さや理性を「日和見」と嘲り、あえて憎悪の連鎖を引き起こす。」終わり。

そして、こうしたカウンターの行動は、ヘイトスピーチの対象者に不安を与えています。

国際人権NGO「ヒューマンライツ・ナウ」より、在日コリアンの20代男性の発言です。

「2013年2月に「しばき隊」をみてショックを受け、不安になった。在日の行動だと思われて、反感が煽られることが心配だった。」終わり。

ですから、国家が規制する必要があります。

じゃあ、解決性に対してあった反駁を見ていきましょう。

まず、解決性1の方に対して、嫉妬をするんだ、みたいなことを言っていましたけど、1点目として、嫉妬をして何をするのかが分からないということ、2点目として、現状のヘイトスピーチを放置している方が、差別が差別を呼ぶ、という性質があって、むしろそういう過激な犯罪に向かう傾向があります。

東工大非常勤講師、明戸、2014

「「殺せ」とか「追い出せ」とか言われているくらいだから多少差別的に扱ってもかまわないのではないかという雰囲気、言うなれば差別を許容する「空気」が作りだされるのだ。そしてそれによって、「〇〇人」に対する雇用差別や住居差別、さらには〇〇人を標的とした殺人や暴行など、直接的な差別が増加する可能性が高くなる。」終わり。

3点目、実際に規制するとどうなるか、っていう外国の例を見てみると、人種的要因による犯罪も減少します。

ヨーロッパで経験的に証明されています。

海外のニュースサイト、サロンモニター 2012より和訳して引用。

「ヘイトスピーチは人々に憎悪に満ちた犯罪に導かせる。ヨーロッパでは、民族的、人種的暴力や緊張関係は、ヘイトスピーチ法が新しく導入されたことによって減少している。」終わり。

その後、すいません…解決性2に対して、相手側は、妥当だと感じさせやすくなるんだ、っていうふうなことを

言っていましたけど、まず1点目として、これは、相手側デメリットが消えている、つまり、そういう政治的な言論とかが自由にできているというのが前提ですから、これがある限り、デメリットというのは取れません。2点目として、そういうふうな、政治的な言論が出てきた時に妥当だ、っていうふうにみんなが受け入れて、差別的な感情を持つっていう証明、そういう根拠が全くありませんでしたから、この結論も取れません。というふうに、ケースは残っています。終わります。ありがとうございました。

## ■ 否定側質疑

Q: はい、始めたいと思います。

A: お願いします。

Q: まず最初に、固有性のところに関して聞いていきたいと思います。政治的な言論に関して、穏やかに主張すればいいんだ、っていう話がありました。じゃあ、全ての…例えば、私が、何も力のない個人が、穏やかに表現したところで、人々は皆聞いてくれるでしょうか。

A: どういうことですか。

Q: つまり、私のような、何も力のないような個人が、穏やかに表現したところで、表現を聞いてくれるでしょうか。

A: いや、別にそういうことは…全然発信していけるとは思いますし、さらに…

Q: わかりました、じゃあ、発信しているということですね。OKです。その次、EUのところの論争的な事例には適用されていない、っていう話がありました。これ、どのような事例を見て、この人は論争的な事例に適用されなかった、と言っているのでしょうか。

A: そうですね、多分その法律を、法律毎に、これっていうのは有罪か無罪か、怪しいラインがあると思うんですよ。そういった事例に関して、そういう難癖がついていない、っていうことを、福岡大の桧垣さんが分析しているということです。

Q: わかりました、ありがとうございます。この人が言っていることですね。その次、オーストラリアに関しては、萎縮効果がないんだ、っていう話をしていました。まず確認したいんですけど、プランは、これ、刑事罰を設けていますよね。

A: そうですね。

Q: わかりました。オーストラリアの法規制が、これと同様に合致している、という証明・検証はされていますでしょうか。

A: あなた方の言う刑事罰っていうことでしたら、オーストラリアはほとんどの州で刑事罰を導入しています。

Q: わかりました。じゃあ、その次のところ、…これって、ちなみにメディアに関しての研究、ですよね。

A: メディアに関しての研究ですが、メディアに関する投書とか、そういうことも分析しています。

Q: わかりました。ありがとうございます。その次のところで、国会前…高市早苗さんの発言に対して、国民から批判があった、という話がありました。

A: そうですね。

Q: わかりました。これ、つまり、国民が批判できた、ということは、この会議の議事録であるとか、そういったものが公開されていた、そういったことが前提になりますよね。

A: まあ、議事録とか、メディアでみたとか、そういうものを見て、これはいかんでしょ、ってなった、っていう話だと思います。

Q: わかりました。もう一つ聞きたいんですけど、こういったものが、毎回起こるんだ、そういった蓋然性に関しては、証明がなされていますか。

A: 少なくとも、あなた方がインパクトで言っているような、国民にとって政治的によろしくない、という状況になった時には、当然メディアも騒ぎ立てるでしょうし、そうなったときには、さすがに国民も反発する、実際にそうだった、ということ、複数の例でわれわれは述べています。

Q: メディアが反発…それが…わかりました。結構です。その次のところで、表現の自由に関して、他者の人格を傷つけるのであれば、基本的に制限されるべきだ、という話があったと思います。どのような基準で、特にヘイトスピーチの場合において、他者の人格が傷つけられた、そういったふうに判断するのでしょうか。

A: そうですね、少なくともまずヘイトスピーチがどうして人格を傷つけることがだめか、っていうことに関しては、今もだめだ、っていうふうに言われている侮辱罪とか名誉毀損罪、これと同程度の人格の損害が生じるのだから、当然同じように規制するべきだろう、ということです。

Q:わかりました、結構です。ここで聞きたいんですけど、「あなたのディベートの実力は低い」こういった客観的な指摘も、ディベーターにとっては人格の侵害だと思うんですけども、どのような表現に関して、具体的に…そういったその…被害があるなら、規制すべき、という話を通るならば…

A:そういうことなんですよ。被害があれば…

Q:…どういった言論に対して規制されるんでしょう

A:被害があれば、何でもかんでも規制っていうことではなくて、対象の人格、尊厳、そのものを否定して畏怖させるような、そういった表現というのはいけないんだ、そういった人格の…

Q:わかりました、結構です。メリットの内因性のところに行っていたみたいですけど、360件から、たった2年で40件に減った、このことに関しては認められていますね。

A:短期的には減っている、ということは、そうだと思いますけど、長期的には分かりません。[時間切れ]

Q:わかりました、結構です。ありがとうございます。

## ■否定側第二立論

デメリットから見ていきます。

リンク。1点目の反駁で、プランに当てはまらない、という話がありました。

1点目。例えばですね、外国人は犯罪率が高いです、だとか、こういった、侮蔑とも取れるし、かつ、政治科学的な議論、というのはあり得ます。そういったものが考えられる以上、こういったものに関連する議論が萎縮する可能性は十分あると思います。

2点目として、結局彼らはだれが守りたいんでしょうか。こうやって、政治のふりをすれば全部許されるんだったら、何でも許されちゃいます。だれが守れるんですか、このプランです。で、まさに、例えばですけども、民族浄化とかって、法律とかって、政治だけでも民族浄化って、まさにヘイトの権化みたいなものであって、こういったものが含まれる可能性があるのですから、この反駁は全部取れないと思います。

じゃあ次、ヨーロッパの事例。

1点目、ヨーロッパの事例、これ、何を持って、ヨーロッパが大丈夫だったか、というのが全く不明ですよ、こういった事例だったのでしょか。

2点目、日本では特に危険です。なぜなら日本というのは最高裁が表現の自由に対して抑制的だからです。日弁連 2009年 から引用開始。

「しかし、最高裁判所は、表現の自由が問題となる事案について厳格な審査をせず、近時の自衛隊官舎へのビラ入れの事案においても有罪の判断をしたことは前述のとおりである。最高裁判所は、国家公務員による政治活動の制限に関しても、また、選挙運動に関する戸別訪問の禁止や集会の自由を規制する条例についても、極めて緩やかに規制の合憲性を認めている。このような解釈が続けられる限り、「憲法の番人」として、特に表現の自由の規制に対して厳格に審査しなければならない裁判所の役割は到底果たされないものと評価せざるを得ない。」終わり。

2点目、実際に運用もいい加減です。

出版メディアパル編集長、下村、2014年から、引用開始。

「近年、政治的ビラの配布に対して、住居侵入罪での起訴や国家公務員法違反や威力業務妨害罪での逮捕も起きている。国旗掲揚、国歌斉唱に同調しない教育者に対する地方自治体レベルでの制裁も全国レベルで行われている。さらには、高額な損害賠償金裁判なども、しばしばプライバシー侵害や名誉毀損を理由に行われ、経済的制裁も加味されるなど、メディアの活動を著しく萎縮させているといえる。」終わり。

ということですね、日本というのは特に表現の自由を侵害しやすい政府なわけですから、他の国で大丈夫だったから日本でも大丈夫、この理屈は全く当てはまりません。そして、われわれのロジックは全部残っている。伸ばしてください。

じゃあ次、オーストラリア。

オーストラリアでは、質疑でも確認したんですけども、結局のところですね、彼らはオーストラリアのプランというのが日本に当てはまるとは言っていないんですね。でも、実は当てはまらないんです。

1点目、オーストラリアの例っていうのはですね、結局刑罰規制っていうのは一回も適用されていません。

クイーンズランド大学教授、ゲルパー、2015年から和訳して引用開始。

「オーストラリアでは、幾つかの集では憎悪表現について刑罰の規定を設けている。ところが、ヘイトスピーチに

関する民法や刑罰の規制を持つ州の中で、これまで刑罰が実際に課された例は1件もないのだ。」終わり。  
このようにですね、オーストラリアというのは全く刑罰が適用されなかった、という特異な事例であって、その事例で言論が萎縮しないのは、当たり前なことじゃないですか。だけど、その当たり前のことが、日本でも大丈夫とは絶対言えません。

2点目、このオーストラリアですら、過剰なヘイトスピーチが問題視されました。

ニューズウィーク、2014年

「オーストラリアでも先住民への福祉を特権と皮肉ったコラムニストと掲載紙が裁判で敗れたことをきっかけに、反人種差別法改正が審議されている。現行法では、「差別された」と集団が不快感を訴えるだけでヘイトスピーチと見なすことが可能だ。オーストラリアの社会政策に詳しい名古屋大学の浅川晃広講師によれば、問題になった記事内容の賛否はともかく、「表現の自由」への萎縮効果を問題視する空気が社会に広がっているという。」終わり。

結局彼らは、プランで、法制が改正されたから大丈夫、って伸ばすと思うんですけど、そうじゃないんですよ。つまり、一般の人は、これはやばいんじゃないかっていって、法を改正しなきゃいけないっていうぐらい怖い思いをしたわけです。そうしたら、メディアは分からないですけど、少なくとも一般の人々の言論は萎縮したと取る方が妥当だと思います。

じゃあ次、日本だったら大丈夫なんだ、っていう話がありました。ここに関してはさっきの話を当ててください。日本の政府っていうのは曖昧ですし、かつ、一回高市早苗さんは変えたからって、これが全部当てはまるとは、全く言えていないですよ、そういうことです。

じゃあ次、さらにですね、深刻な事例が起きた、国の事例っていうのを追加していきます。その下に書いていってください。

結局のところ、彼らって、うまいこと基準が決まって、それによってなんとかなくなっていく、っていう話だったんですけども、実際はならなかった国があります。カナダの事例。

1点目、判例で明確になりませんでした。

ウロンゴン大、マクナムラ、2005年

「カナダの諸州や地域で導入された憎悪表現規制の主要な目的の一つは、表現の自由の下で保護されるべき言論と、他者に危害を加えるような規制されるべき言論との間に境界線を引くことだった。このような線引は単純ではなく、常に論争的だ。カナダでは法規制の運用に関わる様々なアクターが影響した結果、このような境界線は明確になるどころかますます不明瞭で論争的なものになってしまった。憎悪表現規制をめぐる政策決定者間のすれ違いは、今なお継続したままである。」終わり。

カナダの法規制っていうのはですね、古いものでは1970年代からやられているんですよ。30年やってもダメだったんです。じゃあ、何年やったらいいんでしょうか。

2点目、カナダでは、こうした結果、センシティブな問題が議論できなくなりました。

ダウン、国際子どもの権利学会委員、2015年より和訳して引用

「カナダでは、政府の圧力のためスピーチ、出版、宗教、および集会の自由が大いに被害を被った。米国で起こっているような同性婚についての議論は、今日カナダでは法的に排除された。ヘイトスピーチ規制によって、もしあなたが「同性愛に対して嫌悪感がある」と捉えられる発言をしたり、文書を書いたりすれば、政府によって、指導、解雇、または訴訟に直面することになるだろう。」終わり。

こういった言論封じは世界各国で起きています。

ナショナルレビュー、2014年から。

「オランダ、デンマーク、スウェーデン、イタリア、ドイツなどの諸国では、小説家や編集者、国会議員、哲学者、映画プロデューサー、漫画家らが反イスラム的な言説を行ったとして警察の取調べや裁判の対象となり、場合によっては罪に問われている。西ヨーロッパでは、ことイスラムに関する話題となれば、女性の権利や、成人に満たない年齢の子供の結婚、同性愛への懲罰、動物虐待、移民制限、テロの正当性に関する話題などについてすら、イスラム教徒に対する攻撃とみなされ、ヘイトスピーチ規制による起訴の対象となってしまっているのだ。」終わり。

4点目、イギリスでは、過剰な規制の結果、人種や民族に関する議論が全く行えなくなりました。

産経ニュース、2015年

「世界で最も言論の自由があるとされる英国で、言論“不自由”の問題が浮上している。英政府の平等人権委員会委員長を勤めていたトレバー・フィリップス氏が「人権問題の議論を封印していた」と告白したためだ。[中略] 同氏によると、政権は、多文化主義を推し進めるため、人権問題にかかわる一切の議論をタブーにした。「人権

問題を口にするだけで『レイシスト』のレッテルが貼られるため、多くの人たちが恐ろしくてホンネを話せなくなってしまった。」終わり。

これはまさに、彼らが解決性で引用している、イギリスの事例で、こういったものが言われているわけですが、同じようなことで、同じようなことが起こることは十分あると思います。

じゃあインパクトに行ってください。

インパクトの2点目のところを伸ばして欲しいんですけども、現状で少数者の表現の自由が奪われているんだ、っていう話がありました。

まず1点目として、これ、彼らが具体的な事例で挙げたものってどういうものかっていうと、特定の集団に対して嫌がらせをすとか、特定のデモに対して妨害をする、これ、明らかに個人に対する攻撃であって、これは、プラン前後で差異がないですね。こういったものに関しては、意味がないと思います。

2点目として、結局のところ、彼らが言っていることってというのは、それ以外のものであれば、他者に批判されるかもしれないから、表現を控える、という、ごく一般的なことだけです。じゃあ、これを理由にヘイトスピーチを規制するんだ、と。例えば、ディベーターにだって、あなたの言うスピーチは不快でした、と言ったら規制できちゃうことになっちゃいますね。こんなものは許すべきではないと思います。

3点目として、われわれの議論の方が勝っています。これはどういうことかという、普段、ちょっと怖い、っていうぐらいの表現の自由でも大事なのは、まさに、自分たちの権利を主張して、誰かから批判されるかもしれない、差別と思われるかもしれない、だけど、自分たちにとって大事だから、まさにそれを表現しないといけない、そういったものこそ、表現の自由というのは守るべきだと思います。

で、そういったことに関してですね、実際のところですね、イギリスという国ではですね、まさにマイノリティのために制定した法律が、マイノリティを抑制する、っていうふうになってしまいました。

アメリカ自由人権協会、ストロッセン、2007年

「イギリスでは、1965年に人種に基づく憎悪を扇動するような行為を禁ずる”人種関係法”が制定されたが、この法律によって最初に訴えられたのは黒人の指導者だった。彼らの主張は、過度な人種差別的な内容のものであったとしても、それは実際の差別に対する怒りであり、その怒りは間違いなく合法的なものであった。しかし、人種関係法には合法であるか否かのはっきりとした線引はなく、それは他の類似の法律でも同じ事であろう。少数グループを攻撃する表現を抑圧するどころか、この英国の人種関係法は黒人、労働組合、反核運動家の発言を弾圧することに用いられてきた。」終わり。

だからこそ、われわれは言論を守るにあたっては、過激で人を脅かすかもしれない、それだけで規制してはいけません。

US 最高裁判事、ダグラス、1946年

「われわれの政府の下で言論の自由が有している機能は、論争を喚起することである。言論が人々を不安にし、現状に不満を感じさせ、あるいは怒りさえ呼び起こすときにこそ、その保護は最もよく機能しているのである。言論とはしばしば挑発的で挑戦的なものである。それは偏見や思い込みを打破しようとしているものであり、ある考えを受け入れるよう迫ることで大きな不安をもたらすものである。」

というわけですから、最も守るべき表現の自由が守られない、このデメリットの方が深刻です。

以上です、ありがとうございました。

## ■ 肯定側質疑

Q:お願いします。

A:はい。

Q:最初のほうで、裁判所の例があったと思うんですけど…適用の…。これって、間違っただけだったんですか。

A:間違っただけだったかどうかは分かりません。だけれども、日本の最高裁、あるいは法律の運用というのは、表現の自由、特に政治に関する表現の自由であっても、安易に規制を許して…

Q:安易に、っていうのは、誰がどう判断するんでしょうか。

A:少なくとも、このディベートにおいては、例えば、自衛隊の官舎に入ってビラを配るっていうような、政治行為が、そういった業務妨害罪というようなもので捕らえられてしまったりしているわけです…

Q:それは安易にやっちゃった、っていうふうに、どこかで証明してましたっけ。

A:なるほど、それは安易かどうかは分かりませんが、少なくとも、日本政府が、表現の自由を規制するのに抵

抗がないんだ、って言うことは言えていると思います。

Q:なるほど、わかりました。次行きます。刑罰規定が、オーストラリアで一件も起きていないって言っていたんですけど、民事はどうなんですか。

A:わかりません。あなた方が一例挙げてらっしゃいますから、民事では訴えられたんでしょうね。

Q:あなた方の発生過程って、誰から訴えられるかわからないから怖い、って言っていましたよね。

A:はい。

Q:刑事か民事か、ってそんなに強いんですか。

A:例えば、民事賠償で負けた、よりも「あの人は刑罰で捕まって犯罪者になったんだ」って言われる方が、ごく一般的に考えれば深刻だと思います。

Q:え、いや、そうやって証明していましたっけ? いやいや、それは分かるんですけど、何か、すごい犯罪を恐がる人は…犯罪者とかだったらわかるんですけど、一般市民にとって、結構普通に、人から訴えられると怖いと思うんですけど…

A:いや、でも就職する前に、「私はヘイトスピーチ規制で捕まりました」って面接で言ったら絶対採用されないと思うんですけど。

Q:え、「訴えられて負けました」も結構辛いんじゃないですか…まあいいです。次行きましょう。カナダの話とかがあったと思うんですけど、結局、カナダって…結局どうなっちゃったんですか。カナダって、そんな、民主主義が崩壊して…大変なことになったんですか。

A:カナダっていうのは、まさにムスリムですとか、チャイニーズ、白人、フランス人、こういった多様なアクターが、お互いに、例えばキリスト教とムスリムの間で、同性愛をめぐるって対立が起こったり、こういった、まさに何が差別か、をめぐるって議論が起こって…

Q:議論した、ということですよ、はい、そしてどうなったんですか。

A:そして、結果として、まともな、「これは差別で、これは差別じゃない」っていう基準には、30年以上経っても辿りつけなかったんですね。結果として…

Q:結果にたどり着くことができなかった、って言っていたのは分かるんですけど、カナダで、誰がどう困ったんですか。

A:例えば、同性婚の議論ができないって、同性婚を望んでいる人には深刻な問題だと思うんですよ。私は…

Q:まあ、望んでいるひとにはそうですね。はあ。

A:…いや、だからこそマイノリティの…

Q:同性婚の是非は、ここでは論じませんが、それが結果的に、すごい悪い方向に向かった、っていうようなことは証明されていますか。

A:私は、個人の主張として言いますが、こういったものが大事でない、ということは絶対に思いませんし、かつ、そういったものが健全に議論されているということ、これ自体がまさに表現の自由の意義であると思います。

Q:はい、わかりました。じゃ、その次のインパクトの方を見ていただきたいんですけども、そうですね…最後の方の事例は、イギリスの事例、でいいですか。

A:はい、イギリスの事例です。

Q:じゃ、この試合で否定側が読んだのは、オーストラリアと、カナダと、イギリス…

A:あと、たくさん、ムスリムで捕まった多くの国々があることは絶対ドロップしないでください。

Q:あーはいはい、わかりました。で、その、イギリスに、何か、いろいろな問題が起きたって言っていたんですけど、イギリスって、公共の場のヘイトスピーチを禁止していたんですけど。

A:えーと、いろいろあるんですけど、サッカー法とかいうのがあってですね、グラウンド上で…

Q:そういうのがあるのは分かるんですけど、われわれのプランと合致しているんですか、そこは。

A:え、プランと合致していないんだったら、ソルベンシー立つんですか。あなた方のソルベンシーって、イギリスの例を事例にしていますけど、大丈夫ですか。[時間切れ]

Q:いやいやいや…

## ■ 否定側第一反駁

始めましょう。

まず最初に、2NC の一番最後のエビデンスを伸ばしてください。表現というものは、もし何か社会に対して訴えよ

うとするのであれば、挑発的で挑戦的である必要がある、という話があります。これを、2AC の一番最初のアタックに当ててください。穏やかな表現で表現しては、だからだめなんです。

実際にストーリーを見ていきましょう。発生過程の1点目に関して、良識的な言論ほど、刑罰があれば非常に萎縮しやすいんだ、という話に関しては、残っています。

発生過程の2点目で述べたような、何がヘイトで…何がヘイトか、そもそも曖昧だよ、という話も残っています。だから実際には「アメリカ軍出て行け」であるとか「難民は負担だから受け入れるべきではない」こういったスピーチがヘイトスピーチとしてとらえられてしまう可能性は十分にあると思います。

プランに関して、彼らは言うてくるかもしれませんが、結局プランがきちんと正しく実行されて、かつ、表現する人々がそれをちゃんとわかっているんだ、そこまで証明していない限り、こういった萎縮効果っていうのは十分に起こる可能性があるでしょう。

じゃ、インパクトのところを伸ばしてください。こうした民主的な言論は、政策を決めるのにおいて、非常に重要なものなのです。なぜかという、例えば、難民受け入れは日本人にとって負担だ、という話があれば、そういった負担に配慮したような、より良い政策ができたかも知れない、こういった、より良い政策ができたかもしれないような機会を奪ってしまうわけだから、大きな実害が、民主主義社会において発生してしまうわけです。

ここに関してあった話として、表現の自由において、他者の人権を傷つけるのは駄目だ、という話がありました。質疑で確認したように、例えば客観的な事実の指摘、「お前のディベートの実力は低い」とか、そういったものが人格を侵害するわけですから、どのような人格を侵害するスピーチだったら、表現が規制されるべきであって、どのようなスピーチなら規制されるべきではないのか、それに関して証明していません。

2点目として、確かに侮辱罪とか、名誉毀損罪、そういったものはありますけれども、ヘイトスピーチの場合に関してはどうなのか、そのラインに関しては、彼らはこの資料で何も言うことができていません。だから、この理由でAFFに投票することはできません。

その次、重要性の1点目のところで、もう一つ、ヘイトスピーチによって、具体的にマイノリティの言論が妨害されてるんだ、という話がありました。

1点目として、私たちが直接妨害されているような形、個人に対して脅迫とか、そういったものであれば、現行法でも違法です。

2点目として、表現を控える、という話でしたけれども、話によります。例えば安保の話であるとか、政治的にセンシティブな 이슈に関しては、何か反発を恐れて控える、こういったものがあるわけですから、なぜヘイトスピーチの場合、これが特別視されるのか、証明がない。

3点目として、カウンターで実際に表現できている、という話が…1NCの話が残っていると思います。

4点目として、ヘイトスピーチの恐れがない、表現できない、というふうになれば、プラン後も解決しません。なぜなら、解決性1の3枚目を見て欲しいんですけど、大幅に減る、とは彼らも言うことができていません。ですから、ヘイトスピーチの恐れがあって、表現できないというなら、プラン後も表現できない、というふうに判断するのが妥当だと思います。

で、ここで比較。

結局彼らが言っていた話をすべて受け取ったとしても、マイノリティにとって、いったいどういった被害があるのでしょうか。私たちが述べている、マイノリティにとって本当に重要なものというのは、自分たちの生活習慣を…国の政策に反映させる、自分たちの価値観を…権利を獲得する、こういったものが非常に、マイノリティにとって、より重要なものであるわけですから、一体、マイノリティにとって、ちょっとウトロの問題とかを発言したところで、インパクトという面で、私たちの方が勝っていると思います。

2点目として、結局メリットというのは、マイノリティが助かる、という話だったんですけど、私たちの話は、民主的な言論の世界全体において被害が起きる。全ての人が、こういった被害を受けるわけですから、より深刻だ、というふうに考えることができます。

メリットの方に行きましょう。

解決性のところに関して、ヘイトクライムが、プラン後で減少するんだ、という話がありました。1点目として、これは、どうして減るのか、因果関係がありません。

2点目として、逆にヘイトスピーチ規制を導入することは、ヘイトクライムを引き起こします。

静岡大教授、小谷、2013

「第一に、表現の自由のもつ「社会の安全弁」としての機能を強調する立場からは、憎悪表現を規制してしまうと、憎悪思想を抱く人々が鬱憤を晴らすための手段が閉ざされることとなり、その結果、憎悪感情に基づく過激な犯罪行為の発生につながるおそれがあると指摘される。」終わり。

というわけで、むしろプラン後の方が発生する可能性があります。

で、肯定側さんは…内因性の一番最初のエビデンスを伸ばして欲しいんですけど、今でもこういった、朝鮮人に対して違法行為を行っているわけですから、こういったヘイトクライムが発生する可能性は高いでしょう。

その次のところで、メリットのところに関して、内因性を見ていきましょう。内因性で、結局、たった2年で10分の1にまで減った、という事実に関しては認められています。インターネットに関しては分からない、と言っていましたけれども、こういった事実を鑑みれば、同様に減っていると考えるのが妥当だと思います。

3点目として、彼らは、外交関係の話を伸ばしてくるかもしれませんが、外交関係は、ここ2年間は良かったとは言えない中で、こういうふうに、社会的な圧力、それはこれまでとはレベルが違うような圧力で、変わってきたわけですから、今後もこういったことが続くというふうに考えるのが妥当だと思います。

以上。

## ■肯定側第一反駁

デメリットから行きましょう。

デメリットのところに対して、私たちのプランでは政策的なものを除外している、ということ、まず大前提で確認してください。

その次に、運用はいい加減なんだ、最高裁はいろんなものに判例を出している、みたいな話がありました。しかし、これは法律の合憲性というレベルであって、刑事罰においてどうか、という話でいうと、実際侮辱罪について、抽象的な行為については抑制的運用をしています。

新銀座法律事務所、2012

「侮辱罪では、「事実摘示」がありませんので、抽象的な表現行為を対象としておりますので、警察・検査当局、及び裁判所も、非常に抑制的に運用しており、侮辱罪の判例は少なくなっております。」終わり。

こういうふうに、安易にやることはないと思います。彼らも「安易」と言っていますけれども、何を持って「安易」と言っているかは、全く不明です。

その次、オーストラリアは刑罰の適用が少ないんだ、みたいな話…ない、とありました。しかし、ここは、訴えられるかもしれないから、萎縮する、ということ、これはまさに彼ら自身が言っているように、こういうふうに訴えられるリスクが、刑罰であるわけなんですから、これって一緒だと思います。

その次、オーストラリアでも問題が起こった、みたいな話がありました。しかしここで問題だったのは、テーマではなくて、言葉遣いの問題であって、特定の議論ができなくなったわけではありません。

クイーンズ大、ゲルバー他、2015より和訳して引用。

「同時期に、ボルトはヘイトスピーチ法によって沈黙させられていると主張し、メディアの注目を集めて自身の主張を広めた。区分については議論があるかもしれないが、私たちは好ましい効果と好ましくない効果をわけて考える。ヘイトスピーチ法は個人に対して彼らが公共に意見を表明する際の言葉遣いについて影響を与える(好影響)一方、何かのトピックについて「議論できなくなる(悪影響)」はもたらさないようデザインされている。私たちの研究が示すのは、議論の抑止効果について立証できないことを示す。」終わり。

2点目として、彼らも言っているように、こういうふうに、やば過ぎることをやったら、変えることはできるんだ、っていうこと。こういうふうに、改正議論っていうのは出てくるわけですから、仮にこれがやば過ぎたら、改正していくことができます。

実際他の、イギリスとかでも、そういったところで、表現の自由から変わった事例があります。

弁護士、師岡、2013

「二〇〇六年に成立した「人種及び宗教的憎悪法」では、「口汚い若しくは侮辱的」表現という選択的な要件は、宗教一般に対する批判や、政治・文化活動にける揶揄につながるとして削除され、「脅迫的な表現」のみに限定された。さらに、表現の自由保護の要請から、憎悪をかき立てる意図も必須条件となった。」終わり。

彼らは、高市の例は一例だ、とか言ってくるかもしれないんですけど、逆に彼らが言っているような外国人の受け入れだとか、それこそ靖国だとか、そのクラスまで抑制されて、国民が黙っていて、中長期的にもそのまんまなんである、ということ、そういったことを彼らがちゃんと、そこまで論証できていない以上ですね、この問題というのは、ある程度解決していくと思います。

で、こういった…オーストラリアに関しては、刑法があっても、そんなに適用しないことでやれる、っていう話があったと…やれる、という話だったと思うんですけど、こういうふうに、うまくやっている事例があるのであれば、それを参考にしてやっていくべきです。ヘイトスピーチは…なんでかという、悪いものだからです。



弁護士、師岡、2013

「ヘイト・スピーチについて規制の範囲を明確にすることが困難であるとの主張があるが、各国のヘイト・スピーチ規制や国際人権基準においても、現実に様々な明確化の努力が成されていることから学ぶべきだろう。」終わり。こういうふうに、やる方向でやって、その中で学んでいくべきであって、そういうふうに、いろんな国でまずい、だからやらない、とか、そういうことをやるべきではありません。

じゃあ、インパクト。

インパクトについて、まず、1点目として、具体的に何が起ころか不明だ、っていう話は残っています。

その次、傷つけるのが問題だ、ということ、ここに対して、何が、どれぐらいなのか、っていう話があったんですけど、今、侮辱罪で禁止されているものがある、それと同じぐらいの被害を与えているわけですから、これもやはり禁止されるべきでしょう、ということです。

で、マイノリティ・ターンに関しても…ここに関しても、結局、ヘイトスピーチが黙らせる効果がある。そしてそうやって沈黙して、実際にいろんなものが沈黙している…例えば、慰安婦問題だったりとか、そういった事実、っていうこと、これは、全く彼らは否定していません。カウンターで大丈夫とか言っていますが、これは、実際沈黙している、そこを確認してください。

で、マイノリティが大事だ、ということは、彼ら自身も認めています。

最後、穏やかな議論ではない、みたいなことを2NCで追加していましたけれども、まず1点目として、きれいな言葉でも話すことはできるわけですから、私たちはディベートをきれいな言葉でやっているじゃないですか。新聞とかも、きれいな言葉で書けばいいじゃないですか。ネットもきれいな言葉で書けばいいじゃないですか。なんででしょう、ここは。

で、2点目として、目立つためだったとしても、人を傷つけたり、例えば、目立つために殺人したり、侮辱したらだめじゃないですか。こういうふうに、目立つためだから、っていうのはだめです。

じゃあ、内因性。

まずですね、2年で10分の1とか言っていたんですけど、これに関しては、今は例えば、ミサイルとか、竹島問題とか、そういう大きな問題は起こっていない、そういった中だから大丈夫なわけで、中長期的には本当に大丈夫か分からない。しかもこれは、メディアとか、政治家とか、たまたまそうただただで、手のひら返しとかされたらやばい、っていう話なんですね。

その次について、しかもデモっていうのも、これに任せておくのはまずい、という話も残っています。

次、ヘイトクライムに関して、彼らはターンとか読んでいたんですけど、彼らのターンは全く実証的な研究がありません。それに対して私たちは、現実にヨーロッパを見たらどうかというと、犯罪が減った、ということを言っています。そこを確認してください。さらに、Aの刑罰の効果、Bの規範効果を伸ばしてください。つまり、刑罰を恐れてやらなくなる…これは抑止の前提でもあり、ある程度当たると思うんですけど…、で、Bの規範効果についても、何も否定されていない。そして、議論が穏やかになっていく、こういったことが残っています。

以上です。

## ■否定側第二反駁

メリットの内因性。

まず私たちの1NCの議論を伸ばしてください。今日本で何が起きているか、それは、3つのことが起きています。一つはデモ自体が減っている、そして、ここは認められました。すごく少ない。じゃあ、その背景が重要ですね。ここを伸ばしてください。結局のところ、何が変わったか、単にブームが終わっただけじゃないんです。つまり、例えば政治家とか、あるいはメディアとかが、政治…そういうことを、煽ることで人を集められないんだ、ということで、もう止めているわけなんですね。で、こういったものをやらない、という空気になっていて、こういったものが持続している。だからこそ、デモが減ったし、「殺せ」という言葉も使わなくなった。

じゃあ、これが今後、何か、外交関係が悪化したときに、すごく起ころんのですか、起きませんよね。実際問題として、私たちが1NRで打った反駁を伸ばしてください。結局のところ、外交関係が、例えば悪化して、ミサイルが撃たれたって、結局北朝鮮からの…へのヘイトスピーチが増えなかったわけですよ。こういったことを考えるとき、少なくとも、ごく短期的にもデメリットはほとんど起きていませんし、長期的に考えてみても、ヘイトスピーチからの被害ってほとんど起きていないと思います。

最後に彼らはインターネットのところを伸ばすと思うんですけど、結局インターネットって、インパクトにつながっているか不明で、じゃあどのくらい、この、彼らの言っているインパクトにつながるような内因性があるか、とい

うことは、そもそも言えていなかったですよ。伸ばしてください。

じゃあ解決性。

解決性のところ。結局のところ、私たちの議論がドロップされています。結局、まず一つは、法律、というところを導入することで、新たな特権とみなされる、という可能性があるんだ、ということ。ここは私たちの議論が勝っていると思っていて、まさに在日特権ってどういうものかっていうと、在日特権というありもしないデマに騙されて、過激なことをやった人たちが、まさに新しい法規制で「俺たちが差別された」と思ってしまい、ここが問題だと思います。そういったことがあるために、彼らが、より深刻なヘイトクライムを行うからです。ここで、インターネットとくらべて欲しいんですけど、インターネットでは、ちょっとストレス、くらいなんですけれども、深刻なヘイトクライムが一回でも起これば、人が死ぬ、とか、切り裂かれる、とか、こういった深刻な被害が起きるわけで、この部分で、マイノリティの…朝鮮人、というハンディから考えても、デメリットが上回ると思います。

最後に、結局彼らが言うような、温厚な規制では何も解決しないんだ、という発生過程4の反駁を伸ばしてください。結局社会が変わって穏やかになれば差別がなくなれば幸せです、みたいな議論も取れません。

じゃあ、デメリット。

デメリットについて、まず、日本国内でどうなるか、っていうところを見ていきましょう。まずですね、私たちのロジックは全部残っているわけです。訴えられるかもしれないから怖いし、かつ、何がヘイトスピーチかわからないから危険だよ、っていう話は残っている。じゃあその上で、彼らは、プランでなんとかうまく行く、という証明ができたか、できてませんよね。実際問題彼らは「やる」と言っているだけで、じゃあどういう言論がうまく行って、プラン後大丈夫だったのか、一例も示せていない。

じゃあ最後に彼らは判例の比較をしたいと思います。結局彼らは、われわれのエビデンスっていうのが、実際の判例ではなくて、関係ない合憲性の話なんだ、って言うと思うんですけども、私が2NCの2枚目で読んだエビデンスを伸ばしてください。結局のところ、これ、名誉毀損で、まさに適当な運用がなされていた、って言っているわけで、これで大丈夫です。

で、まさにここでリスクを考えて欲しいんですけど、名誉毀損と侮辱、どっちも起こっているのであれば、日本ってどういう国か、っていうのは、表現の自由を規制する判決をばんばん出している国なわけで、侮辱罪がたまたまうまく行ったって捉えるのが妥当なんです。そう考えれば、われわれのデメリットって残っていると思います。

そうして、デメリットが残るとどうなるのか、インパクトを伸ばしてください。結局のところ、まさに重要なのは、外国人労働者をどうすべきか、とか、今後の日本にとって非常に深刻な問題、外交問題をどうするか、こういったものが議論できなくなるかもしれない、こういった問題は、日本社会全体にとってのデメリットですよ。さらに、マイノリティっていう人に限ってみてもですね、まさにマイノリティが新しい権利を主張しよう、そういったときに、まさに、ヘイトスピーチ規制が妨害となる。それは、イギリスで実際に起こった事例なんです。ここを伸ばしてください。この時点で、マイノリティにとっても、マスにとってもデメリットです。

じゃあさらに、海外の事例を処理していきましょう。結局彼らは海外の事例で、一つは改善すればいい、っていう話がありました。しかしながら、実際問題は、まずこの「改善すればいい」っていうイギリスのエビデンスを伸ばしてください。結局のところ、彼らは2013年のエビデンスで、改正しました、って言っているんですけども、2015年のわれわれの告白のエビで何が起こったかという、まさにそういった改正をやってきたけれども、人種問題っていう議論は、全く封印されてしまったわけです。こういったものを考えたときに、改正すればいいんだ、っていう話は、全く通らないと思います。

2点目として、私たちも結局、海外の事例って彼らはオーストラリアの事例しかないんですけども、オーストラリアの事例って、当たることがすごく怪しいと思うんですね。結局、刑罰で、誰も捕まらない、つまり、正直張子の虎みたいな法律で、それで萎縮しなかった、じゃあだから何なんです。われわれのエビだとずっとリアリティがありますよね。ムスリムのこと、あの、ムスリムは女性差別をしている、とか、そりゃムスリムたちへの差別じゃないか、って訴えられて、捕まっているんです。そしてイギリスでも人種の問題が議論できなくなっているんです。この時点でわれわれの方がリアリティがありますし、少なくとも表現の規制というのはすごく起こると思います。

じゃあ比較していきましょう。まずそもそも、長期と短期で比較していきたいんですけども、ここで肯定側さんの言っていることって、結局今起きているヘイトスピーチはすごく少なく、今後増えていくのか、っていったら、日本のムードは変わっていて、どんどん減っていくんですよ。で、メリットは小さくなる。ではデメリットはどうか。結局われわれは国際社会で、これから生きていくためには、いろんな議論を、まさに人の差別にあたるかもしれない議論、新たなマイノリティを生み出す議論、こういったものをやらないといけないかもしれない。こういった長期的な視点に立った時、デメリットが上回ると思います。

次に、もう一つ比較をします。結局マイノリティにとって、っていうのは、メリットで言った通り、ヘイトスピーチはちょっと減るかもしれないけれど、その分ヘイトクライムが増えるかもしれない、どっちが幸せかわからないわけ

ですね。さらに、表現の自由というデメリットの問題もあって、マイノリティにとってマイナスになる可能性もある。そう考えるなら、マイノリティがわからない、というふうにするのであれば、少なくとも広汎な言論規制、ということを全く正当化できる理由がないわけですから、われわれの大多数にとってはデメリットだ、という、この部分をとって、導入できると思います。

以上です。ありがとうございました。

## ■肯定側第二反駁

メリット、内因性は残っていると思います。今、ヘイトスピーチの被害に遭っている人は少なからずいて、確かにカウンターで一時的に減っているように見えるかもしれないけれども、今後増える可能性も十分ある、外交問題の悪化だったり、ですとか、そういったことによって増える可能性が十分にある。そして、カウンターに任せておくことで本当に解決したのかっていうと、実際に暴力の連鎖になっていたりですとか、不安を感じている人がいるわけですね。だから、カウンターに任せておけばいいや、っていう国家のスタンスは間違っていると思います。それは重要性の1点目、実際にヘイトスピーチデモを見て苦しくなった、インターネットとかを見て、自分のところに来るんじゃないかという恐怖心を抱いた、2点目で言っているように、そういう、国家が放置していることが、そもそも許されないんだ、ということの伸ばしておいてください。

解決性へ行きましょう。

解決性なんですけど、何か…増えてしまう可能性があるんだ、って言っていましたけど、これ、要は今までやっていた人が、続ける人がいるかもね、っていう話なんですけれども、具体的に、じゃあそれが、本当に実証的に増えたのか、っていう研究を、彼らは全く言えていなくて、少なくともマイノリティにとってどうなるか、っていうと、唯一実証研究を示したのが私たちです。それは、私のパートナーが読んでくれたように、実際にヘイトスピーチを規制した国で、犯罪が減った…ヘイトクライムが減った、っていう実証研究があるわけですから、少なくともこの試合はこれを取るのが妥当かな、と思います。

ということで、肯定側のフロー上においては、われわれが勝っていて、少なくとも、プラン後マイノリティにとって過ごしやすい社会ができあがるだろうということは、間違いないことだと思いますし、現状を放置しておれば、ひどいことになるだろう、というも認められていると思います。

否定側へ行ってください。

否定側のフローシートなんですけれども、重要なのって、結局本当に、そんなに、何か、やばいぐらい萎縮が起きるのかっていうと、そこまでの証明は、彼らはできていないんじゃないかなと思います。

まず、確かに、表現が、曖昧なところがあるかもしれないって言いましたけれども、少なくともわれわれのプランでは、別に政治的言論は全然やってOKです、と最初から言っております。そして、実際にそういったことをやっていく中で、議論ができることもあると思いますし、われわれは、じゃあ、ディベートをしている中で、本当に「死ぬ」とか「殺せ」とか使わなければ、議論を訴えられないかっていうと、そんなことはないですよ。普通に、いろんな伝え方があるんだと思います。それは否定側も、自分自身で…われわれの攻撃で認めていたようにですね、実際に、何か、妥当なことを言い出したら、急に支持が得られるんじゃないか、みたいなことを言っていますよね。本当にそうだと思うんですよ。ちゃんと自分たちの主張をしっかり伝えるっていうのを、節度のない言葉遣いをやめて、普通に伝えるっていうことが大事なんじゃないですか、ってことです。

で、そこに関しては、実際にわれわれの実例が残っていて、実際にオーストラリアとかではうまくいった、ってこと自体は否定されていません。彼らは、オーストラリアの事例が、何か、刑罰が適用できていないから駄目なんじゃないか、みたいなことを言っていましたけれども、少なくとも私のパートナー…1ARで読んでくれたように、そういういいところを取っていくことで解決していこうよ、って、私たちのスタンス、これが全然否定されていないと思います。

で、じゃあ、実際に仮に少し萎縮が起こるとして、で、その部分でどれぐらいのインパクトがあるのか、っていうことを、次に見て行きたいと思います。

じゃあ、実際に、外国人労働者に対する意見がちょっと言えなくなった、そういうことによって、実際どうなったんですか。カナダとか、同性婚の問題で、実際にどういことが起きたんですか。結局駄目になっちゃったんですか。こういうことが全然わかっていないわけですよ。何か、良い議論、良い議論っていうと聞こえはいいですけど、結局じゃあ、そんな誰かが傷ついているかもしれないのに、本当に良い議論をしている、っていうふうに見えるのか。で、それがどれぐらいの数があることなのか、っていうことが、彼らは全然言えていないわけです。

ここで私たちの2ACで読んだエビデンスを伸ばして欲しいんですけど、少なくとも侮辱罪とかと同じように、

ヘイトスピーチで傷ついている人たちがいる、だから、言っているいいことと悪いことっていうのは当然あって、節度のある言葉遣いで議論をしていきましょう、そうじゃなくても、そんな、節度の無い言葉遣いじゃなきゃ伝えられないようなことは、そもそも伝えるべきじゃないんです。ここの部分をちゃんと伸ばしてください。こういうふうにしかりと、ヘイトスピーチじゃなく、伝えていけばいいことであって、そんな「死ね」とか「殺せ」とか使わなきゃいけないような議論はそもそもしなければいいんです。

で、ここに関して、じゃあ、仮にそういった議論が少し萎縮されたとして、問題が起きたとしましょう。国家が本当に、彼らが言うように、日本国民全体がやばくなって、民主主義が崩壊する、そんな自体になって、じゃあ、国民が黙っているのか。実際にじゃあ、例えばですね、外国人労働者の議論をした人が捕まって、刑罰をかけられそうになった、そうなった時ににですね、マスコミが報道しないのか、国家が実際に止めないのか…国民が止めないのか、こんなことを彼らは全然立証していないわけで、一回起こったら、さぞ、もうずっと起こりっぱなしかのように言っていますけれども、全然そんなことないと思います。私たちが知っているように、少なくとも高市早苗さんの例ではなんとかなったし、実際にイギリスとかでも、そういうふうに改正が起きたんだ、っていう話を伸ばしてください。だから実際に各国の事例を見て、彼らはどこかの国ですごいやばいことが起きたなんて言えてないわけじゃないですか。それはつまり、なんとかなっている、という証拠なんですよ。だからまず、私たちは、目の前で困っている人たち、そういう、ヘイトスピーチで苦しんでいる人たちを、まず助けて、そういうふうに修正を図っていくことで、全員が幸せになれる社会を作っていくべきだと思います。

終わります。